

# 奥州市男女共同参画推進条例 改正箇所解説資料

(条例の名称)

奥州市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進条例

【解説】 令和5年にLGBT法（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律）の施行や多様な性のあり方が問われている近年の社会情勢の変化を受け、男女共同参画の概念に性的マイノリティの方も含めたすべての人の人権を尊重するため、条例の名称を改正するものです。

(前文)

また、男女の性別等にかかわらず、性の多様性を尊重し合い、全ての人がともに生きていける社会の実現が求められている。

このような状況を踏まえ、誰もが性別等にかかわらず、自らの意思によって個人の能力と個性を最大限に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画し、共に責任を担う社会の形成を図っていくことが重要である。

私たち奥州市民は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくりを推進することにより、全ての人の人権が十分尊重され、性別等にかかわらずその多様性を認め合い、次代を担う若者にとっても夢の持てる、豊かで活力のある社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

【解説】 この条例を制定するに至った経緯や社会的背景、条例の必要性を多くの方に理解してもらうために設けている前文に、近年の社会的背景を追加し、「男女」を「誰もが」「全ての人」、「性別」を「性別等」とし、多様な性を尊重する社会づくりを進めるため改正するものです。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会づくりの推進（以下単に「男女共同参画の推進」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【解説】 条例の名称を改正したことにより、目的も改正するものです。

(定義)

(2) 性別等 生物学的な性別、ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）等をいう。

【解説】 この条例で使われる用語のうち、共通の認識としておきたい重要な用語を定義してい

ますが、「性別等」を追加するものです。

生物学的な性別とは、出生時の身体的な特徴によるからだの性です。戸籍などに記載される性別です。

ジェンダーアイデンティティとは、生物学的な性別にかかわらず、自分が認識している性別です。

性的指向とは、自分にとって恋愛や性愛の対象となる性別です。好きになる性とも言います。

生物学的な性別、ジェンダーアイデンティティ、性的指向、性表現（服装や髪型、言葉遣いやしぐさ等自分が表現する性別）等をさし「性別等」と定義したものです。

#### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) **誰もが、個人としてその人権が尊重されること、性別等による差別を受けないこと及び個人として能力を発揮する機会が確保されること。**
- (2) 社会における制度又は慣行が**全ての人**の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び**誰もが性別等**による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (3) **誰もが**社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する**誰もが**、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (5) 略
- (6) **誰もが**互いの性について理解を深め、それぞれの意思が尊重されることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

【解説】 男女共同参画と多様な性を尊重する社会づくりを推進するための基本理念を定めています。「男女」を「誰もが」「全ての人」と表現することにより、男女だけではなく多様な性を尊重する社会づくりを進めるため改正するものです。

#### （事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する**者**について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保し、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できるよう就労環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】 「雇用する男女」を「雇用する者」と改正するものです。

#### （性別等による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、性別**等**による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他のあらゆる暴力的行為を行ってはならな

い。

2 何人も、ジェンダーアイデンティティ又は性的指向の公表を本人に対し強制してはならない。

3 何人も、本人の意に反してジェンダーアイデンティティ又は性的指向を公表してはならない。

【解説】 性別等による人権侵害の禁止に、カミングアウト（ジェンダーアイデンティティ又は性的指向の公表）の自由の保障とアウディング（本人の意に反してジェンダーアイデンティティ又は性的指向を公表）の禁止を追加するものです。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別等による固定的な役割分担及び前条各項に掲げる行為を助長せず、かつ、これを連想させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

【解説】 「性別」を「性別等」とし、男女だけではない、多様に存在する性の記述に改正するものです。また、第7条の改正により、「前条」を「前条各項」に改正するものです。

（自営業における環境整備の推進）

第16条 市は、個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する者が、対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるとともに、当該経営に関する活動と家庭生活における活動とが両立できるよう必要な環境整備を推進するものとする。

【解説】 「従事する男女」を「従事する者」と改正するものです。

（相談への対応）

第18条 市は、第7条各項の規定による禁止行為その他男女共同参画の推進を阻害する要因に関する市民からの相談に対応するため、関係機関と連携して必要な措置を講じるものとする。

【解説】 第7条の改正により、「第7条」を「第7条各項」に改正するものです。